

被災された事業主の方へ

～東北地方太平洋沖地震に伴う特例措置のご案内～

このたびの東北地方太平洋沖地震を受け、雇用・労働関係では、次のような特例措置を行っております。
詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

全国のハローワークに「震災特別相談窓口」を設置し、被災した事業主の方々に対し、各種助成金の支給申請などの相談にお応えしています。

全国のハローワークでは、「震災被災者対象求人」として、被災者の方々を積極的に雇い入れようとする求人や、社宅・寮付きの求人の確保に取り組んでいます。
被災者の方々に配慮した求人のお申込みをお願いいたします。

被災地域などの都道府県労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に「緊急相談窓口」を開設し、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

災害を受けて事業の休業などを行わざるを得ない場合

1. 事業自体の休業に伴い、労働者を休業させるときには、できるだけ労働者の不利益を回避するよう努力することが大切です。地震による影響で休業する場合の手当の支払などについてQ&Aをまとめましたので、参考にしてください。

※詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。また、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015fvy.pdf>) にも掲載しています。

2. 被災に伴う経済上の理由で休業し、労働者に休業について手当を支払う場合、雇用調整助成金の助成(中小企業の場合、原則手当の8割を助成)を受けることができます。青森、岩手、宮城、福島、茨城のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、受給しやすい要件の緩和もしていますので、ご活用ください。

※リーフレット (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/a09-1a.pdf>) やQ&A (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a10-1.html>) も用意していますので、ご活用ください。

3. 事業所が災害を受け、事業を休止し、労働者の賃金(休業手当を含む)を支払うことができない場合、労働者が実際に離職していなくても失業給付が受給できます。また、災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業を休業したために、労働者が一時的に離職を余儀なくされた場合、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

※詳しくは、最寄りのハローワークにご相談ください。

各種助成金の支給申請

ハローワーク等に行くことができず、期限内に各種助成金の支給申請ができない場合であっても、後日、理由を添えて申請することができます。

※詳しくはこちらのリーフレット (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/110317-1.pdf>) をご覧ください。

労働保険料、社会保険料などの納付期限延長・猶予

労働保険料、社会保険料、障害者雇用納付金などの納付期限の延長・猶予を行います。

※新たな納付期限は、後日お知らせします。

中小企業退職金共済制度の特例措置

一般の中小企業退職金制度の掛金について、納付期限の延長手続を簡素化しました。また、後納による割増金の免除などが受けられます。

共済融資代理貸付について、元金償還の据置、償還期限の延長などの措置が受けられます。

特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度の共済手帳及び共済証紙の再交付が受けられます。

※詳しくは、(独)勤労者退職金共済機構(電話03-3436-0151)にお問い合わせいただくか、
(独)勤労者退職金共済機構ホームページ(<http://www.taisyokukin.go.jp/>)をご覧ください。

キャリア形成促進助成金

被災地域等の事業主が被災前から開始していた職業訓練に対するキャリア形成促進助成金について、被災により訓練の修了が困難となった場合でも、当該訓練のそれまでに要した経費、賃金などは助成の対象となります。

※詳しくは、最寄りの雇用・能力開発機構都道府県センターにお問い合わせください。

認定職業訓練助成事業費補助金

被災地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県)の事業主が被災前から開始していた認定職業訓練の運営費について、被災により訓練が中止や中断された場合でも、当該訓練のそれまでに要した経費は補助の対象となります。

※詳しくは、事業所の所在地を管轄する県庁にお問い合わせください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。
厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)でも関連の情報をお伝えしています。



厚生労働省・都道府県労働局
・労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)